資 料 4

「八戸市体育施設整備に関する基本方針」新旧対照表

1　改定の主なポイント

⑴ 基本方針１の修正

・基本方針の性格を踏まえ、早期建替えの必要性について追加するとともに、これまでの経緯や基本計画の内容、今後の事業スケジュールといった具体の文言を削除する。

⑵ スポーツコンプレックスの考え方の新設

・新体育館整備等事業における必要機能の見直しを反映するとともに、新サッカースタジアムを核とした八戸市の新たなまちづくりを見据え、スポーツコンプレックスの考え方を新たに追加する。

⑶ 武道館の集約計画の見直し

・当初は柔道場・剣道場を新体育館へ集約する計画であったが、必要機能の見直しに伴い、これを見合わせ、現在の武道館を改修して継続利用する方針に転換する。

2　新旧対照表

現行（旧）	改定案（新）	
１　体育施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	１　体育施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	
基本方針１　八戸市体育館の建て替えについて、令和８年度内の着手を目指す。	基本方針１　八戸市体育館の早期建替えの推進	項目名修正・体言止め
八戸市体育館の建て替えについては、令和４年 11 月に、建て替えに関する基本的な考え方をとりまとめた「八戸市体育館の建て替えに関する基本構想」を策定、令和６年２	八戸市体育館は、市内体育施設の中で最も多い利用者数を抱える施設であるが、建設から 60 年以上が経過し、老朽化が深刻な課題となっている。	早期建替えの必要性の追加・具体の文言

現行（旧）	改定案（新）	
月には、新八戸市体育館のフロアプラン案や事業手法案等をとりまとめた「八戸市体育館の建て替えに関する基本計画」を策定した。 　基本計画では、建て替えに関する基本的なコンセプトを、「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「ささえる」スポーツ活動を促し、スポーツのある日常生活を支えるための多様な世代の誰もがスポーツに親しめるスポーツ振興拠点とし、主な日常時の利用はスポーツ活動とするが、非日常時はスポーツ施設としてだけではなく、各種コンベンションの開催等多目的利用が可能な施設となるよう必要な機能を整備することとしている。 　また、建て替えに関する事業手法案については、設計業務、建設業務及び維持管理・運営業務を、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（ＰＦＩ法）に則り、民間に包括的に委ねるＰＦＩ－ＢＴＯ方式とすることを想定している。 　今後の事業スケジュールについては、令和６年度から新八戸市体育館の設計、建設及び維持管理・運営業務に関する実施方針及び要求水準書等の作成を開始しており、令和８年度内の事業着手、令和 13 年度頃の供用開始を目指し、最重点で取り組むこととする。	また、平成 27 年 12 月に耐震診断を実施した結果、震度６強以上の地震に対して倒壊または崩壊の可能性がある旨報告を受けており、早期建替えが必要なことから、八戸市体育館の建替えについて、最重点で取り組むこととする。	の削除

現行（旧）	改定案（新）	
基本方針２　市民が安全に利用できるよう予防保全の実施と長寿命化を図る。 （略）	基本方針２　市民が安全に利用できる予防保全の実施と長寿命化 （略）	体言止め
基本方針３　既存施設の有効活用・統廃合による総量の維持・適正化を図る。 （略）	基本方針３　既存施設の有効活用・統廃合による総量の維持・適正化 （略）	体言止め
基本方針４　市民のニーズや時代に適合するような施設の質の向上を図る。 （略）	基本方針４　市民のニーズや時代に適合するような施設の質の向上 （略）	体言止め
基本方針５　スポーツによるまちづくりの視点による施設整備の推進を図る。 （略）	基本方針５　スポーツによるまちづくりの視点による施設整備の推進 （略）	体言止め
基本方針６　長根公園内の体育施設の移転を見直し公園の中の整備を行う。 （略）	基本方針６　長根公園内体育施設の移転見直しと中心市街地との回遊性を高める再整備 （略）	体言止め・項目名整理

現行（旧）	改定案（新）	
（新設）	基本方針７　スポーツコンプレックスの推進による多機能な拠点づくりと地域の活性化 　市内のスポーツ施設を新設又は大規模改修する際は、施設の性格や機能等を踏まえつつ、施設単体の整備に留まらず、周辺のインフラや施設等とも一体となって連携し、地域全体の魅力や活力を最大限に高める「スポーツコンプレックス」の導入を検討・推進する。 　スポーツを「する」「みる」といった基本機能に加え、地域の特性やニーズに合わせて、健康づくり、子育て支援、防災、あるいは商業施設といった日常的な集客・交流機能を複合的に備え、年間を通じて多様な人々が集う拠点とすることで、市民の暮らしを豊かにするとともに、地域の魅力や活力の向上を図る。	スポーツコンプレックスの考え方を新設
２　各施設の管理に関する基本方針 　体育施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針に基づき、各体育施設の管 理に関する基本方針を以下のとおり定める。 （１）長根公園 （略）	２　各施設の管理に関する基本方針 　体育施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針に基づき、各体育施設の管 理に関する基本方針を以下のとおり定める。 （１）長根公園 （略）	

現行（旧）	改定案（新）	
③武道館 ・武道館は存置し、レスリング場等として利用を継続し、柔道場及び剣道場は、 新八戸市体育館に集約することを想定する。 （略）	③武道館 ・改修・修繕による機能強化・長寿命化を図り、武道の拠点としての利用を継続する。 （略）	新整備プラン案の反映